

IASB、公開草案「保険契約」を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、2013年6月20日、公開草案「保険契約」(ED/2013/7) (以下、「本公開草案」という) を公表した。本公開草案は、IASB が2010年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2010/8) (以下、「2010年公開草案」という) について寄せられたコメントを踏まえ、米国財務会計基準審議会 (FASB) と共同で審議を重ねた結果として再公表されたものであり、現行のIFRS第4号「保険契約」を差し替え、保険契約の会計処理について原則主義に基づく単一の基準書を策定することにより、財務情報の透明性を改善し、会計処理のばらつきを削減することを目的としている。

本公開草案は、保険契約に関する規定案のすべてを含んでいる。ただし、IASBは、次に示す2010年公開草案からの重要な変更点及び提案の費用対効果、並びに提案内容の明瞭性についてコメントを募集しており、その他の論点については、IASBは再審議を予定していない。本公開草案に対するコメントの締切りは、2013年10月25日である。

【2010年公開草案からの重要な変更点】

測定アプローチの改善

- 将来の保険カバー及びサービスに関連する将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変動について、契約上のサービス・マージン (contractual service margin) を調整する。
- 契約、法令または規制により、裏付け資産 (underlying items) を保有することが要求され、かつ、保険契約者に対する支払いがそれらの裏付け資産の運用益と明確に関連付けられている場合は、裏付け資産の運用益により直接的に変動すると予想される履行キャッシュフローを、裏付け資産の測定及び表示と整合的な方法で測定及び表示する。

新しい表示アプローチの提案

- すべての保険契約について、保険契約収益及び発生保険金等の情報を表示する。
- 割引率の変動に起因する保険契約負債の変動は、その他の包括利益 (OCI) に含めて表示する。

移行アプローチの見直し

- 原則として遡及適用する。ただし、遡及適用が実務上不可能な場合は、契約上のサービス・マージンを見積りにより算定する。

1. 測定アプローチの改善

(1) 契約上のサービス・マージンの調整

本公開草案は、2010年公開草案における提案を引継ぎ、保険契約について、観察可能な市場情報と整合するすべての入手可能な情報を使用して現在価値アプローチにより測定することを提案している。具体的には、一部の短期保険契約等を除くすべての保険契約について、履行キャッシュフローと契約上のサービス・マージン (contractual service margin)¹ の合計により測定することを提案している。提案されている測定アプローチでは、保険契約負債は履行キャッシュフローの3つの要素 (将来キャッシュフロー、割引計算、リスク調整) と契約上のサービス・マージンの4つから構成される (図表1)。

(図表1) 保険契約負債の構成要素



(出典: IASB Exposure Draft | Snapshot: Insurance Contracts)

また本公開草案は、2010年公開草案における提案と同様に、履行キャッシュフローを報告期間末現在の仮定に基づいて再測定することを提案している。ただし、再測定による影響の会計処理は、2010年公開草案における提案 (すべての影響を当期純利益を通じて認識する提案) とは異なっている。

1 2010年公開草案では残余マージン (residual margin) とされていた。

- 将来の保険カバー及びサービスに関連する将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変動について、契約上のサービス・マージンを調整する。ただし、将来キャッシュフローの現在価値の見積りの不利な変動が契約上のサービス・マージンの残高を超過する部分については、当期純利益を通じて認識する(2010年公開草案からの変更点)。
- 上記以外の将来キャッシュフローの現在価値の見積りの変動は、当期純利益を通じて認識する。
- 割引率の変更に起因する保険契約負債の変動は、OCIを通じて認識する(2010年公開草案からの変更点。後述2(2)を参照)。
- リスク調整の変動は、当期純利益を通じて認識する。

(2) 保険契約者に対する支払いが裏付け資産の運用益により直接的に変動する契約

本公開草案は、契約、法令または規制により、保険契約の発行者である企業が、保険契約の裏付け資産を保有しなければならず、かつ、保険契約者に対する支払いが裏付け資産の運用益と明確に関連付けられる契約について、裏付け資産の運用益により直接的に変動すると予想される履行キャッシュフローを測定及び表示する方法を、裏付け資産の測定及び表示の方法と整合させることを提案している。

例えば、有配当契約の裏付け資産がOCIを通じて公正価値で測定する(FVTOCI)区分の金融資産の場合は、保険契約負債は裏付け資産の公正価値で測定され、その変動がOCIを通じて認識される。一方、裏付け資産が当期純利益を通じて公正価値で測定する(FVTPL)区分の金融資産の場合は、保険契約負債は裏付け資産の公正価値で測定され、その変動が当期純利益を通じて認識されることになる。

2. 新たな表示アプローチの提案

(1) 保険契約収益及び発生保険金等の表示

2010年公開草案では、当期純利益及びその他の包括利益計算書上に保険料や保険金といった情報を表示せず、契約引受に係るマージンの純額を表示することが提案されていた。これに対し本公開草案では、当期純利益及びその他の包括利益計算書上に保険契約収益及び発生保険金等の情報を表示することを提案している(図表2)。

なお、保険契約収益は、保険契約に基づくサービスの提供と交換に企業が受け取る権利を有すると予想される対価の金額として表示することが提案されている。

(図表2) 保険契約収益及び発生保険金等の表示

	20XX年
保険契約収益	X
発生保険金及び費用	(X)
営業損益	X
投資収益	X
保険契約負債に係る利息費用	(X)
投資損益	X
当期純利益	X
割引率の変動による影響	(X)
包括利益合計	XX

(出典:IASB Exposure Draft | Snapshot: Insurance Contracts)

また、本公開草案は、保険契約から区分されない投資要素(後述)について、関連する金額(保険事故の発生の有無にかかわらず支払われる金額の現在価値)を当期純利益及びその他の包括利益計算書上の保険契約収益及び発生保険金等とは区分して表示することを提案している。

(2) 割引率の変動による保険契約負債の変動のOCIでの表示

前述1(1)のとおり、本公開草案は、割引率の変動に起因する保険契約負債の変動を、OCIを通じて認識することを提案している。他方、本公開草案は、当初認識時の割引率を用いて保険契約負債に対する利息を計上し、当該利息については当期純利益を通じて認識することを提案している。

割引率の変動に起因する保険契約負債の変動のOCI表示は強制される。OCIの使用は、適格負債性金融商品についてOCIを通じて公正価値で測定する区分を導入するというIFRS第9号「金融商品」の限定的改訂案(ED/2012/4)(2012年11月公表。詳細はKPMG発行の「IFRS最新提案の解説:分類及び測定—IFRS第9号の限定的な改訂案」を参照)における提案とあわせて、保険契約負債とそれに対応する資産の認識及び測定における会計上のミスマッチを排除することを目的としている。

3. 移行アプローチの見直し

2010年公開草案では、新たな保険契約に関する基準書への移行日において契約上のサービス・マージンをゼロとすることが提案されていたが、本公開草案はこれを見直し、新しい保険契約に関する基準書への移行日前後で引き受けた保険契約の比較可能性を高めるため、移行日には原則として新しい基準書を遡及適用することを提案している。ただし遡及適用が実務上不可能な場合は、以下の移行規定が提案されている。なお、移行規定は初度適用企業に対しても適用される。

- 履行キャッシュフローは、新しい保険契約に関する基準書への移行日の仮定に基づいて測定する。
- 契約上のサービス・マージンは、当初認識時における合理的に利用可能で客観的なすべての情報を使用して、見積りにより算定する。

【本公開草案のその他の主な内容】

1. 適用範囲

本公開草案は、適用範囲について2010年公開草案における提案を概ね引継ぎ、以下について適用することを提案している。なお、保険契約の定義は、2010年公開草案から基本的に変更されていない。

- 企業が発行する保険契約(再保険契約を含む)
- 企業が保有する再保険契約
- 保険契約を発行する企業が発行する裁量権のある有配当投資契約

本公開草案はまた、保険契約の定義を満たす可能性がある一部の商品を基準書の適用範囲から除外することを提案している。適用範囲から除外される定額料金のサービス契約については、その要件が2010年公開草案における要件とは異なっている。

2010年公開草案は、保険契約の定義を満たす金融保証契約について、保険契約に関する基準書の適用範囲に含めることを提案していた。本公開草案はこの提案を見直し、金融保証契約については現行IFRS第4号の規定を引き継ぎ、原則として保険契約に関する基準書の適用範囲からは除外する(金融商品会計基準に従って処理する)ものの、企業が従前から保険契約として会計処理している場合にはその処理を引き継ぐことを認めることを提案している。

2. 保険契約から区分される要素

保険契約にはいくつかの構成要素に分解できるものがあり、その要素が別個の契約であったならば他の基準書が適用されるケースがある。そのような構成要素として、組込デリバティブ、投資要素、及び製品またはサービスを提供する履行義務を挙げられている。本公開草案は、この点は2010年公開草案における提案を引き継ぎ、一定の要件を満たす場合に、そのような構成要素があたかも別個の契約であるかのように区分して他の基準書を適用することを提案している。ただし、区分要件は一部変更することが提案されている(図表3)。

(図表3) 区分される構成要素

組込デリバティブ

組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主たる保険契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連しておらず、かつ、組込デリバティブと同一条件の別個の契約がデリバティブの定義を満たす場合、主たる保険契約から区分して、IFRS第9号またはIAS第39号に従い公正価値で測定する。

製品及びサービスを提供する履行義務

製品及びサービスを提供する履行義務を明確に区分できる場合、保険契約から区分して収益認識に関するガイダンスを適用する。

区分できる場合とは、

同一の市場又は地域で
通常個別に販売している

または

顧客がそれ単独で、または
容易に入手可能な他の財・
サービスと組み合わせ
て便益を受けることができる

投資要素

製品及びサービスを提供する履行義務を明確に区分できる場合、保険契約から区分して収益認識に関するガイダンスを適用する。

高い相互関連性があることを示す指標

投資要素と保険要素の
それぞれが他方の要素なし
では測定できない

投資要素と保険要素の
それぞれが他方の存在なし
では便益を生み出さない

区分できる場合とは、

同一の市場または地域で通常個別に販売している
又は販売可能である

3. 認識及び認識の中止

本公開草案は、契約当事者となった時(契約締結日またはカバー期間開始時のいずれか早い時点)に保険契約を当初認識するとしていた2010年公開草案の提案を見直し、保険契約を以下のいずれかのうち最も早い時点で当初認識することを提案している。

- カバー期間開始時
- 保険料の最初の支払期日
- (該当する場合)保険契約ポートフォリオが不利な契約であると認識した時点

また、本公開草案は、保険契約負債(またはその一部)が消滅した時(保険契約で定められた義務から免除、解約または期間満了となった時)にのみ、財政状態計算書から保険契約負債(またはその一部)の認識を中止することを提案している。この点は2010年公開草案の提案を引き継いでいる。

4. 測定

(1) 契約の境界線

保険契約の測定においては、既存の契約に関連するキャッシュフローを将来の契約に関連するキャッシュフローと区別するための契約の境界線が必要となる。本公開草案は、2010年公開草案の提案を見直し、企業が保険契約者に保険料の支払いを要求できるか、もしくは保険契約者に対して保険カバーまたは他のサービスを提供する実質的な義務を負う場合に、キャッシュフローをその保険契約の境界内に含めることを提案している。そして、保険カバーまたはサービス提供の実質的な義務は、次のいずれかの時点で終了するとみなすことを提案している。

- 企業が特定の保険契約者のリスクを再評価する権利または実務上の能力を有し、リスクを完全に反映する価格を設定できる時
- 次の両方を満たす時
 - － 企業が保険契約のポートフォリオのリスクを評価する権利または実務上の能力を有し、ポートフォリオのリスクを完全に反映する価格を設定できる。
 - － その時点までの保険カバーに対する保険料の価格設定が将来期間に関連するリスクを考慮していない。

(2) 将来キャッシュフロー

本公開草案は、2010年公開草案における提案と同様に、将来キャッシュフローを、測定日現在の仮定に基づいて、(単一の最も可能性の高い値としてではなく)期待値として見積ることを提案しており、ただし、将来キャッシュフローの見積りが測定目的と整合している限り、期待値を見積る際に、発生する可能性のあるすべてのシナリオを特定または測定することまでは要求しないことを明確にしている。

(3) 割引計算

本公開草案は、2010年公開草案における提案と同様に、保険契約負債の特徴を反映する割引率により、将来キャッシュフローに貨幣の時間価値を反映することを提案しているものの、その具体的な決定方法は示していない。ただし、適用ガイダンスにおいて、割引率の決定方法としてトップ・ダウン・アプローチ及びボトム・アップ・アプローチを例示している。

(4) リスク調整

リスク調整については2010年公開草案における提案を引き継いでいる。リスク調整は、企業が保険契約を履行することにより生じるキャッシュフローの金額と時期に関する不確実性を負うことに対して要求する対価と定義されている。本公開草案は、リスク調整を見積る際には、保険者のリスク回避の度合いを反映する方法で、有利・不利の両方の不確実性による結果を考慮することを提案している。ただし、リスク調整の具体的な測定方法は提案されていない。

(5) 契約上のサービス・マージン

契約上のサービス・マージンについて本公開草案は、前述した履行キャッシュフローの再測定時の調整を除き、2010年公開草案における提案を引き継いでいる。本公開草案は、履行キャッシュフロー及びカバー期間開始前キャッシュフローの合計額がゼロを下回る限りにおいて、下回る金額を契約上のサービス・マージンとして認識することを提案している。これにより、保険契約の当初認識時に利得が認識されることはない。他方、履行キャッシュフロー及びカバー期間開始前キャッシュフローの合計がゼロを上回る不利な契約については、上回る金額を当初認識時において損失として認識することを提案している。

また、2010年公開草案における提案と同様に、契約上のサービス・マージンについて次の会計処理が提案されている。

- 当初認識時における割引率を用いて契約上のサービス・マージンに対する利息を認識する。
- 保険契約に基づいて提供されるサービスの移転を最も適切に反映する規則的な方法により、保険カバー期間にわたって契約上のサービス・マージンを認識する。

(6) 新契約費

本公開草案は、増分新契約費を履行キャッシュフローに含めるとして2010年公開草案における提案を見直し、保険契約獲得時に生じるすべての直接コストである新契約費を、成約に至ったか否かにかかわらず、履行キャッシュフローに含める(すなわち、発生時費用処理しないまたは繰延新契約費として別個認識しない)ことを提案している。

5. 簡素化された測定アプローチ

本公開草案は、保険契約を履行キャッシュフローと契約上のサービス・マージンの合計として測定する原則的な測定アプローチのほか、一定の要件を満たす保険契約について保険料配分アプローチに基づく簡素化された測定アプローチを提案している。簡素化された測定アプローチは、その測定値が原則的な測定アプローチによる測定値と合理的に近似している場合及び保険カバー期間が1年以内の保険契約について、適用することができる(強制ではない)。

6. 表示

本公開草案は、保険契約に係る権利及び義務を純額で財政状態計算に表示することを提案している(ただし、資産ポジションとなる契約ポートフォリオと負債ポジションとなる契約ポートフォリオとを相殺表示することはできない。また、元受保険契約と再保険契約は区分して表示する)。

その他本公開草案は、再保険契約の会計処理、契約条件の変更に関する会計処理、開示等も提案している。

【適用日】

本公開草案は、適用日を提案していない。ただし、基準書の発行日から適用日までの期間を概ね3年とすることが提案されている。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

KPMGは公開草案「保険契約」の概要を詳しく説明する「New on the Horizon」を作成中です。あずさ監査法人では、発行後にこの原文及び和訳をIFRSサイトに掲載する予定です。